

一般社団法人東京形成歯科研究会倫理審査委員会規則

平成 30 年 4 月 15 日 総会決定

(設置)

第 1 条 一般社団法人東京形成歯科研究会(以下「本会」という。)定款第 4 8 条の規定に基づき、倫理審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第 2 条 委員会は、一定の要件を満たした本会会員及び医療従事者が臨床・疫学研究等を行うにあたって必要とされる倫理的問題について、これを審議した上で委員会としての見解を示し、以て歯科医学の健全な発展に寄与・貢献することを目的とする。

(委員会の構成)

第 3 条 委員会に委員長 1 名を置く。

- 2 委員長の選任は、委員の互選による、
- 3 委員会に、副委員長を若干名置くことが出来る。
- 4 副委員長の選任は、委員の互選による。
- 5 委員は 5 名以上とし、男女両性で構成する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる要件を充たす者のうちから、理事会の議を経て選任するものとする。

なお、(1) から (3) までに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできず、会議の成立要件も同様とする。

- (1) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者
 - (2) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者
 - (3) 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者
 - (4) 倫理審査委員会の設置者の所属機関に所属しない者
- 2 委員の任期は代表理事の任期と同一とし、再任を妨げない。
 - 3 増員又は補欠によって委嘱された委員の任期は、他の委員の任期の残存期間と同一とする。

(委員の解任)

第 5 条 委員会が委員の解任をするときは、理事会の承認を得なければならない。

(委員長及び副委員長の職務)

第 6 条 委員長は、委員会の会務を統理する。

- 2 委員長は、委員会について説明または意見を述べるために、代表理事の意見を聞いて、理事会に出席することが出来る。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席

しなければならない。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、委員長の職務を行う。

(委員会の招集)

第7条 委員会は、定款第32条第1項第5号の議決を経た後、本会の請求に基づき、委員会の委員長がこれを招集する。

- 2 委員会を招集するには、会日より1週間前までに、委員に通知を発しなければならない。
- 3 前項の通知には、委員会の日時、場所及び信義の目的である事項を記載した通知を発しなければならない。

(委員会の決議)

第8条 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席または通信システムを利用することにより参加することによって成立する。

- 2 委員会は、出席または通信システムを利用して参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員会の運営の結果については、経過録を作り、委員長及び副委員長または委員がこれに記名押印し、代表理事に報告するものとする。
- 4 経過録は記録として別に定める期間これを保存する。

(審議事項)

第9条 委員会は、代表理事から諮問のあった次の事項について審議する。

- (1) 別途定める一定の要件を満たした本会会員及び医療従事者から診療、臨床研究及び疫学研究上の倫理的問題について審議申請のあった事項
- (2) その他必要と認めた事項

(審議手続)

第10条 委員会での審議を希望する者は、別に定める書式に則り代表理事に申し出なければならない。

- 2 代表理事は、申請事項を委員会に諮問し、委員会は基本的倫理観に基づき審議する。
- 3 委員会は、審議の結果を代表理事に答申する。
- 4 代表理事は、答申を受けた結果及びその理由を申請人に通知する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月24日より施行する。